

「判断力批判」における「趣味判断」の問題：カントにおける「美」の根本的性格

上田，富美子

<https://doi.org/10.15017/2328712>

出版情報：哲學年報. 30, pp. 55-78, 1971-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



「判断力批判」における「趣味判断」の問題

—カントにおける「美」の根本的性格—

上 田 富 美 子

カント「判断力批判」(Kritik der Urteilskraft, 1790)は二部より成り、その一は「美的判断力批判」(Kritik der ästhetischen Urteilskraft)、その二は「目的論的判断力批判」(Kritik der teleologischen Urteilskraft)とされているが、そのうち前者がまた「美的判断力の分析論」(Analytik der ästhetischen Urteilskraft)と二分され、「美的判断力の分析論」(Analytik des Schönen)と「崇高の分析論」(Analytik des Erhabenen)とに分たれている。この小論では「美の分析論」の中心をなす「趣味判断」(Geschmacksurteil)の問題が取り扱われる。以上のような複雑な構成をもつ「判断力批判」を論究するに当って、特にこの問題を取りあげた理由は、この著作にはじめて接近をはかる者がまず遭遇するのが「趣味判断」の問題であり、しかも、この問題は著作全体を貫く根本問題と密接にかかわりあっているから、この問題の究明は、ひいては著作全体の理解への導きの糸となることを信ずるからである。もっ

「判断力批判」における「趣味判断」の問題

とも、この小論は、その論究の主題からして一の独立した問題、即ちカントにおける「美」(das Schöne, Schönheit)の問題に対し、結果として何らかの解明を与えることになるはずである。と言うのは、趣味判断は美についての判定にほかならないからである。

—

カントは、「判断力批判」の冒頭で「趣味 (Geschmack) とは美を判定する能力 (Vermögen der Beurteilung des Schönen) である。」(4) と規定した上で以下のように述べている。「何かあるものが美であるか否かを判別する場合、我々はそのものを認識するために、表象 (Vorstellung) を悟性 (Verstand) によって客観 (Objekt) に関係させないで、構想力 (Einbildungskraft) (恐らく悟性と結びつけられている) によって表象を主観 (Subjekt) と主観における快 (Lust)、不快 (Unlust) の感情 (Gefühl) とに関係させるのである。」(3～4) カント「判断力批判」が、まずこれらの言葉を以てはじめられたことは極めて示唆的であり、今後の論述に重要な関係をもってくるものと思われるので、このことが論究の前提として銘記されることが望ましい。

カントは、美に関する判定の場合、快の感情を「適意」(Wohlfallen) と呼ぶことが多く、このような適意の「対象」(Gegenstand) を美と規定している。(16) とここで、美的対象についての快感ないし適意は、「感官」(Sinn) にとつての感覚的快を即ち「感覚的満足」(Vergnügen) とつての「快適」(angenehm) から厳密に区別され(19～20)、美についての判定即ち趣味判断の「普遍妥当性」(Allgemeingültigkeit) が主張されている。つまり、

「或るものが美しい」と言われる場合、それは主張している当人にとってばかりでなく、万人に妥当するものと見なされなければならない。ただし、この場合の普遍妥当性は、「概念」(Begriff)による対象の「認識」(Erkenntnis)を指向する「論理的判断」(logisches Urteil)のそれとは明確に区別される必要がある。(18) カントは論理的判断の場合のそれを「客観的」(objektiv)としたのに対して、この場合のそれを「主観的普遍妥当性」(subjektive Allgemeingültigkeit)と名付けている。(23) かくてカントは、快、不快の感情にかかわる趣味判断にどうして普遍妥当性を認め得るのかという問題をかかげることから、趣味判断に関する究明をはじめている。

カントは、趣味判断における普遍妥当性の根拠について、「それは、我々の表象力 (Vorstellungskraft) が与えられた表象 (gegebene Vorstellung) を認識一般 (Erkenntnis überhaupt) に関係させる限り、表象力相互の関係において見出される心的状態 (Gemütszustand) 以外のものではあり得ない。」(28) と述べている。これをカントに従ってさらに詳しく説明すれば以下の如くである。認識の成立のためには、「直観の多様」(Mannigfaltiges der Anschauung)をまとめる「構想力」とこの多様なものを概念によって統一する「悟性」とを必要とする。ただし、趣味判断の場合、概念による客観的認識を目指すものではないから、そこに悟性がかかわるとすれば、一定の概念に拘束されない作用としてのみであろう。そして、そのことは構想力の側からすれば、構想力が概念によって規定されずに解き放たれてあるということでもある。従って、この場合、或る対象の認識能力への刺激は、構想力と悟性との「自由な遊び」(freies Spiel)をひき起すに過ぎないことになる。なぜなら、両能力は概念から解き放たれているというばかりでなく(自由)、一定の認識の成立という本来の任務を果すものでもない(遊び)からである。もっとも、このような自由な遊びを管

む構想力と悟性は恣意的に無制限に働くのではなく、それらは認識成立のための不可欠の役割をになうという点で、たとえ一定の概念的認識を目指すものではないにせよ、「認識一般」への関係は保持しているのであるから、この点において両能力の間にはおのずからなる「調和」(Harmonie, Zusammensetzung u. a.)が生じる。(28~29) また一方、このような構想力と悟性の調和は認識一般という「目的」(Zweck)の側から捉え返される時、それは何ら特定の目的を指し示すものでないという点で「目的なき合目的性」(Zweckmäßigkeit ohne Zweck)としても規定付けられており(33)、そのことは即ち、一定の概念に拘束されないところの「合法則性」(Gesetzmäßigkeit)の能力たる悟性に、構想力が一致することを意味するものと考えられる。(69) そして、「対象の規定」(Bestimmung des Objects)としての認識は、(いかなる主観においてにせよ)与えられた表象(gegebene Vorstellung)がこの規定に合致する限りにおいて、すべての人に妥当する唯一の表象の仕方(Vorstellungsart)である。(62) という点で、構想力と悟性との調和という「主観的關係」(subjektives Verhältnis)は、たとえそこには一定の概念的認識という目的は認められないにせよ、認識一般というかたちで、認識への関係は保留されているのであるから、認識の普遍妥当性が承認される以上、その万人への妥当、即ち普遍妥当性をになうことができる。(29) ところで、このような主観的關係は、概念的認識にかかわらないから「知性的」(intellektuell)に把握されることは不可能であり、ただ「感覚」(Empfindung)、即ちここでは快の感情を通じてのみ捉えられ得る。(30~31) そしてまた、この場合先立する条件(認識能力の合目的調和)が普遍妥当性をもつということによって、それに基づく快の感情ないし適意自身にも普遍妥当性が保証されるのである。(29)

以上が、カント自身による趣味判断の普遍妥当性の根拠付けについての素描であるが、それは同時に彼の趣味判断に関する見解の核心をなすものであると言ってよい。ただし、以上の論述だけではその見解の充分な把握は期しがたいため、究明がさらに進められる必要がある。

二

「趣味とは、或る対象もしくはその対象を表象する仕方 (Vorstellungsart) を、一切の関心にかかわらず、(ohne alles Interesse) 適意或いは不適意によって判定する能力である。」(16) という主張において、趣味判断の特徴として「関心にかかわらない」という性格が強調されている点が注目に値する。「関心にかかわりなく」という表現はまた、「単なる観察 (Betrachtung) (直観 [Anschauung] 或いは反省 [Reflexion] において)」(5) とか、「観想的 (Kontemplativ) に」即ち「対象の現実的存在 (Dasein) にかかわりなく」(14) というふうに言い換えられている。これらの表現には、勿論相互に微妙な相違があるが、何らかの関連をもっていることもまた確かである。だからこそカント自身、何ら特別の説明を与えることなくこれらの表現を列挙しているのだと言えよう。そこで、趣味判断の大きな特性としてかかげられた「関心にかかわりなく」という点をめぐって、「反省」という概念をまず問題にして行き、趣味判断の性格について何か新たな展望を得たい。

「反省」という語によって直ちに想起されるのは、「序論」(Einleitung) で重要な位置を占めている「反省的判断力」(reflektierende Urteilskraft) であろう。カントはまず反省的判断力を「規定的判断力」(Bestimmende Ur-

teilschaft) から區別して、後者を「特殊」(das Besondere) を「普遍」(das Allgemeine) のもとに従属させる能力 (XXXVII) としているのに対して、前者を逆に「特殊から普遍に昇る (aufsteigen)」(XXVI～XXVII) 能力としている。つまり、反省的判断力は、規定的判断力によって規定されおせず、従って普遍的法則のものに包摂しきれずに残されたそれ自身偶然的 (zufällig) な特殊の経験に働きかけ、それらに対し体系的統一を与える能力と見なされている。(XXXVII) この場合、体系的統一は何らかの客観的原理に基づいて成立するのではなく、反省的判断力が多様な特殊の経験を反省することによって得た「主観的原理」(subjektives Prinzip) (XXXIV) に基づいて行なわれる。

ところで、ここにいわゆる主観的原理は「合目的性の原理」(Prinzip der Zweckmäßigkeit) とも言われており (XXXIV)、「目的自身は我々に決して明確に把握されず、合目的的な働きのみが意識されるところにその特色がある。つまり、反省的判断力は、目的の側から捉えられるなら、何らかの無規定な目的をを目指すことによって、多様な特殊の経験に合目的性を付与し体系的統一をもたらす能力と見なして差し支えないであろう。従ってそれはまた、普遍的自然法則によって律しきれない多様な自然を、「種」(Art) から「類」(Gattung) へ、類から類により高次な類へとちかのぼることによって区分し統一しようとする能力とも規定されている。(XXXV～XXXVI)

ここまで述べてくると、以上のような反省的判断力についての見解は、否応なしに「純粹理性批判」(Kritik der reinen Vernunft) の「先驗的弁証論・付録」(Anhang zur transzendentalen Dialektik) においつ取り扱われた理性の「統制的使用」(regulativer Gebrauch) に関する見解を想起せしめるであろう。勿論、「純粹理性批判」と「判断力批判」とではその取り扱う対象も異なるし、提起される問題も相違しているけれども、カント三批判書は、それ

それ先立する書を承けたかたちで書き著わされており、そこで使用される概念も先立する書に依存しているため、それぞれを完全に独立して取り扱うことは不可能である。それゆえに、「判断力批判」を問題とする場合でも、その最初の基盤を形成する「純粹理性批判」を無視できないのは言うまでもないことであり、むしろ後者を援用することによって前者の問題は明確化される場合も多いと言える。そして、反省的判断力と理性の統制的使用の場合が正にそれに即応するように思えるので、以下この点について顧慮してみたい。

カントのいわゆる理性の統制的使用は、悟性と感性の共働によって、即ち「純粹悟性概念」(reiner Verstandesbegriff)のもとへの直観の多様の包摂によって一定の「経験」(Erfahrung)が成立したところからはじめて可能になる。つまりそこでは、理性は、このような既に成立した多様な経験を、認識不可能な「理念」(Idee)を旨とすることによって、合目的的に秩序付け体系的統一をはかる能力と見なされている。即ちこの場合理性は、経験の成立をもたらすという意味で、経験に対し「構成的」(konstitutiv)に働くのではなく、経験が既に成立したところからそれらに働きかけ、体系的統一を与えて認識を拡張するという意味で、経験に対し「統制的」(regulativ)に働くのである。(vgl. Anhang zur transzendentalen Dialektik)

このように見てくると、反省的判断力は、理性ないし理念という点を別にすれば、その働きに関する限り、理性の統制的使用の場合に全く即応していると言ってよいであろう。しかも、反省的判断力に関する見解の場合だけでは明確にされなかったこの能力の特性が、理性の統制的使用に関する見解を顧慮することによって明らかにされる。それは即ち、反省的判断力もまた、即ち一定の経験が成立したところから、換言するならば一定の経験の対象が成立したと

ころから (K.d.r.V. B197) はじめて活動を開始する能力であり、その意味でその対象が現に存在しているかどうかは考慮の外に置く能力であると言うことができる。そして、そのことは既に、「反省」という言葉自身に暗示されているところでもある。するとそこから、反省的判断力は、対象の客観的認識に積極的に関与しそれらの対象を規定付ける規定的判断力とは、おのずから地平を異にするものであることが了解されるであろう。またそれと同時に、反省的判断力は対象の存在を問題にしないという点で、何らかの対象への意欲を前提とする関心にもかわりをもたないことは当然であるし、客観に対して何事も規定しないこの能力には、ただ「主観的」地平が開かれているだけであり、そこでは対象への積極的關係を断った静觀的態度のみが許されることもまた当然と言えよう。

以上、理性の統制的使用についての見解の助けを得て反省的判断力の特性を明確にしたのであるが、このように見てくると、さきに (二) の冒頭で「趣味判断の特性としてかけられた「対象の現実的存在にかかわりなく」、「単なる觀察 (或いは反省) において」、「観想的に」等の事柄はすべて反省的判断力の特性を示すものであることが明らかになろう。このような事態そのものが既に、趣味判断と反省的判断力との密接な關係を指示していると言ってもよいが、そればかりでなく、趣味判断の根拠付けとして、構想力及び悟性の認識一般を指し示すの調和、即ち特定の目的に拘束されない目的なき合目的性が主張された時、これは正に不可知な目的を指すことによる多様なものの合目的統一という反省的判断力の働きそのものに即応していることから、既に両者の分ちがたい關係は前提されていたと言えよう。また、そのことは、趣味判断即ち美についての判定が反省的判断力に属するという主張がなされた時 (vgl. Einleitung VII) 既に予定されていたことでもあった。以上よりして言えることは、結局反省的判断力は趣味判断

の成立する「場」を指向するものであり、逆に趣味判断は反省的判断力の地平の上ではじめて展開するものであるというであろう。

三

さて、以上を念頭に置いた上で再び眼を趣味判断の問題に転じよう。既に一の冒頭に示したカント自身の言葉から明らかのように、美に関する判定即ち趣味判断においては「構想力」に極めて重要な位置が与えられている。カントによれば、構想力は、「対象」(Gegenstand) が与えられることに関係する能力、即ち「受容性」(Rezeptivität) の能力たる「感性」(Sinnlichkeit) に帰属し (K. d. r. V. B151) 与えられた対象に直接 (unmittelbar) 関係する「直観」(Anschauung) の「多様」(Mannigfaltiges) を綜合する能力 (K. d. r. V. B164) と見なされている。しかしながら、既に述べたように、趣味判断の基礎はひとり構想力のみに依存するわけではない。そこには、認識一般を指し、ての悟性との調和が主張されているからである。ただしこの場合、悟性には単なる潜勢的役割しか付与されていない点が注目されなければならない。そのことは、一の冒頭に引用したカントの言葉、即ち「何かあるものが美であるか否かを判別する場合、我々は……構想力(恐らく悟性と結びつけられている)によって表象を主観と主観における快、不快の感情とに關係させるのである。」において、早くも予知されるところでもある。またカントは、構想力は自分自身自由であるかのようにふるまって合法則性との調和をはかろうとするものの、法則を与え得るのは悟性のみであるから、合法則性という点でだけ悟性に依拠せざるを得ないという意味の主張をし(69)、さらに、美についての判

断の場合、「悟性が構想力に仕える (zu Diensten sein) のであって、構想力が悟性に仕えるのではない。」(71)と述べて、趣味判断における構想力の悟性に対する優位ないし主導的役割を規定付けている。つまり、この場合顕勢的に働くのは常に構想力であり、悟性は「合法則性」(Gesetzmäßigkeit)の付与という点のみ、構想力に対し潜勢的役割を果たすに過ぎない。

ところで、既に一において触れたように、合法則性はこの場合「合目的性」(Zweckmäßigkeit)と見なされている。(69) 確かに趣味判断の場合、認識能力が認識一般を目指すところに得られる合目的的調和がその基底をなしているのだから、趣味判断に関する限り、合目的性の方が合法則性よりもその特性を示すによりふさわしい言葉であると言つてよいであろう。だが前に述べたように、合目的性という特質は反省的判断力と密接不可分な関係を有するものであったから、合目的性という点をめぐる限り、趣味判断において法則を与える能力としては、悟性にかわつてむしろ反省的判断力こそ想定されてしかるべきではあるまいか。

だが、カントが、趣味判断の問題を構想力と悟性との関係から捉えたことには、それなりの理由があったと思われる。その第一は、趣味判断の普遍妥当性の検証という大きな仕事で、認識の普遍妥当性を援用することによつてはじめて果された点である。そのためには、認識の成立に不可欠な二能力、即ち構想力と悟性とがそのまま保留されざるを得なかった。だが一方、カントは「序言」において反省的判断力自身にア・プリオリ性を許容し、「先験的原理」(transcendentales Prinzip)を認めているのだから(vgl. Einleitung IV, V) 趣味判断の普遍妥当性を根拠付けるために認識の場合を強いて援用しなくても、それは反省的判断力自身によつて果され得たはずである。第二に、趣味

判断における判定の働きは、一種の知解を含んだ構想と見なされる点であり、そこから悟性と構想力という二つの能力が想定されたと考えることもできる。しかし、両能力のこのような働きを含み、しかも対象規定から全く拘束されない立場に立つ能力として反省的判断力は考えられて来たのである。さらに、以上のことは別に、構想力及び悟性という語は「純粹理性批判」より踏襲された言葉であり、そこに由来する制約を免れ難く自らに背負わされている。

即ち、そこでは、これら二能力は共働して一定の客觀的認識ないし概念的認識を成立せしめたのであった。だが、趣味判断の場合、既に一において見たように、概念形成という目標とは無縁なところに自らの特色を見出したのだから、構想力も悟性もこの一点によって束縛されることなく、「自由な遊び」を営むままに放置されていた。しかしながら、概念という固い結び目でしっかり結びつけられていてこそ、構想力は構想力としての、悟性は悟性としての役割を完全に果たすことができるのではあるまいか。その結び目を解かれて無規定の野に抛り出されたこれらの能力を、まだその名を以て呼ぶことは果して適切であろうか。以上よりして、構想力と悟性という「純粹理性批判」でかなり明確な定義付けを与えられている能力を、そっくり「判断力批判」に持ち込むことにはやはり相当の困難があったと言わなければならないし、またこの場合、特にこれらの能力に助力を乞わなくても、反省的判断力自身がその用を十二分に弁じ得ると言つて差し支えないのではあるまいか。

このように見てくると、趣味判断において大きな役割をになわされて来た構想力と悟性の問題は、反省的判断力を介することによって改変を余儀なくされるであろう。だが、さきに見たように、趣味判断において構想力に主導的役割が与えられている点とはかく無視できない。このことは、何はともあれ、趣味判断が対象の与えられる側、即ち

所与の側に成立することを示しており、その領域が対象が与えられること即ち所与の上に開かれていることを明示している。そうすると、趣味判断は、所与の領域に対する反省的判断力の適用の上に成立するものであると言って差し支えないのではあるまいか。

では、反省的判断力が所与の領域に適用された場合、そこにはどんな事態が生ずるのであるか。この点についての考察が遂行されてのみ、趣味判断の性格は明確になる。なぜなら、能力はその適用される対象をもってはじめて完全にその活動を示し得るのみならず、そのことによってそれ自身独自の性格を付与されるからである。ただし、趣味判断の場合、既に述べたように、それが判定の対象の側から捉えられる時、それは美と呼ばれるのであったから(16)、この場合、事態はとりわけて美にかかわることになるであろう。

カントは、反省的判断力の特性たる合目的性が対象の側において把握される場合、それを「合目的性の形式」(Form der Zweckmäßigkeit)と呼んだ。(35) では、このような合目的性の形式は、趣味判断の対象における場合、具体的にはどのようなかたちで認められるのであろうか。カントは、まず、空間に関する芸術、即ち「絵画」(Malerei)、「彫刻」(Bildhauerkunst)、「建築」(Baukunst)、「造園術」(Gartenkunst)等一切の「造形芸術」(bildende Kunst)においては、「線描的輪郭」(Zeichnung)にのみそれを認めている。そして、輪郭に彩飾を施す「色彩」(Farbe)は、「感覚的刺激」(Reiz)に属するものとして形式から排除している。(42) この点に関する限り、カントはあたかも、「純粹理性批判」の「直観の形式」(Form der Anschauung)についての所説をそのまま踏襲しているようにも見える。しかしながら一方においてカントは、一度は否扱した色彩等への形式の適応を承認する見解をもっている。

即ち、「感覚の仕方が単純 (einfach) である場合の純粹なもの (das Reine) は、感覚の仕方の一様性 (Gleichförmigkeit) が異種の感覚によって乱されたり、中断されたりしないで単に形式のみに属するということを意味する。と言うのは、この場合我々は、あらゆる感覚の仕方 (感覚の仕方がいかなる色、いかなる音 [Ton] を示すにせよ) のもつ性質 (Qualität) を度外視することができからである。それゆえに、あらゆる單純な色は、それが純粹である限り美 (schön) と見なされる。」(41) さらにまた、「心性 (Gemüt) が……印象の規則にかなった遊び (das regelmäßige Spiel der Eindrücke) を (従ってまた種々な表象の結合における形式を) 反省 (Reflexion) によって知覚するならば、私はそのことについていささかも疑わないのであるが、色や音は單なる感覚ではなくて、既に多様な感覚の統一 (Einheit) の形式的規定 (formale Bestimmung) であり、その場合またそれ自身で美 (Schönheit) の中に数え入れられ得るのである。」(40) このように見てくると、この場合の形式は、「純粹理性批判」にいわゆる直観ないし感性の形式とはその意味を異にするものでなければならぬ。なぜなら、そこでは、色などの感覚は直観の形式から除外されていたからである。そしてそのことは、この場合形式に「合目的性の」という制約が付された時、既に予定されていたことでもあった。以上のカント自身の言葉から判明するように、形式という語は或る「關係」を指向する。何にせよ、それが単独な状態である限りそこに關係は生じない。カントが單純な色に形式性を許容した場合も、それが他との關係において純粹であるという点においてであった。その關係という点にだけ注目するならば、その点に関する限り、「純粹理性批判」における形式といえども例外ではあり得ない。問題は、趣味判断の対象における關係がいかなる特色をもつのかということだけである。そのことが明確にされるためには、この場合における対象が、

まずはっきりと捉え直される必要がある。

趣味判断の対象は、さきにも少し触れたように、まずそれが「与えられる」というところに位置付けられるが、そのことは、反省的判断力を抜きにしては考えられないこともまた言うまでもない。対象が与えられることは、「純粋理性批判」では「直観」によるものとされ、またそのことは受容性の能力たる「感性」に帰属するものとされたのであるが (K.d.r.V. B33)、趣味判断の場合、それは反省的判断力を介して行なわれることであるから、「純粋理性批判」の場合をそのままのかたちで受け入れることはできない。つまりそこでは、対象が与えられると言っても、二で述べたように対象の存在如何は全く問われないし、対象を何らかのかたちで規定付けるようなことは決して行なわれ得ない。従って、そこには結局、いかなる意味でも規定付けられないむき出しの感覺的表象があるだけであろう。このようなむき出しの感覺的表象は、さきにあげたカント自身の言葉に依拠すれば、「印象」(Eindruck) に即応するものと見なし差し支えあるまい。またカントは、それに相当するものとして「感覺」(Empfindung) という語をもしばしば使用している。ところで、以上だけで既にそれ自身判明なことを、反省的判断力の特性によってさらに確認しておく、二において見たように、反省的判断力はすぐれて個別特殊な事柄にかかわる能力であった。従って、反省的判断力の対象たる感覺的表象も、(それは既にそれ自身明らかなことでもあるが) 決して普遍の中に取り込み得ない独自性をもったものと言うことができる。

それでは、趣味判断の場合、これら感覺的表象間の関係はどんな特色をもつのであろうか。これらの表象に働きかけるのは反省的判断力であるから、関係付けは合目的性の原理に従って行なわれる。ところでこの場合、合目的性と

は言っても目的自身は無規定であり、それは表象の側からすれば「調和」というかたちで意識されるに過ぎない。では調和とはここではいかなる状態を指して言われるのであろうか。そこでは目的自身が把握されないのだから、それは感覚的表象相互の、終局的には全体としての調和でなければならないであろう。そのことを実例に則して絵画の場合で言えば、素描の描線相互が、或いは色彩相互が、その他諸々の感覚的徴表相互が互いに関係付けられて、遂には一の絵画として全体的統一に至らねばならないことを示している。そして、このような全体的調和によって秩序付けられた表象相互の関係が合目的性の形式にはかならずと云えよう。従って、合目的性の形式に関する限り、色彩、描線等は等しい位置に並ぶはずであり、それらの間に資格の相違は見出せない。ただ絵画の場合、合目的の秩序付けの順序として素描が彩色に先立し、素描によって与えられる輪郭自身が、そこに盛られる色彩自身の容器のようなおもむきを呈することは否めない。従って、カントがさきに線描的輪郭のみに形式性を認め、色彩をそれから除外した時、そこにいわゆる形式は、描線と色彩という二つの事柄の間関係だけによって切り取られたそれであり、全体的調和を指す合目的性という関係から捉えられたそれではないと云うことができる。なぜなら、全体的調和という観点から見られる限り、描線と色彩は相互的關係に立っているのであり、一方にのみ形式性が許されるということは生じ得ないからである。

さらに注目さるべきは、前述のカント自身の言葉における「印象の規則にかなった遊び」という表現であろう。このことは、言い換えるならば、印象の合目的調和として差し支えないと思われるが、そこに「遊び」(Spiel)という独自の表現が用いられている点は無視できない。さきに見たように、反省的判断力は対象についての積極の規定に

かわかるものではなく、その点で対象の存立に必要な能力ではない。従って、反省的判断力は、対象に関し何事かを発言するにしても、対象自身との関係においては、所詮遊びを演ずるに過ぎないと言えよう。しかも遊びという語には、本来明確な目標の設定が欠けている。そして、それは正に反省的判断力のもつ特色でもあった。明確な目標の欠如は、無規定的という点でたとえ消極的にもせよ、とにかく自由の野を開く。そこでは、可能性に対して明確な限界が置かれていない。このように、遊びと自由とは切り離せない関係にあるから、カントは両者を接合して「自由な遊び」(freies Spiel) という表現をしばしば用いている。ただし、カントの場合この表現は、既述のように構想力と悟性との関係について用いられたのであったが、以上より判明するように、それはむしろ反省的判断力に帰属するものと見なして差し支えないであろう。事実、自由な遊びということは、反省的判断力の積極的な意味での性格を示していると言ってよいのであり、反省的判断力の開く新しい次元の世界の特質を指向しているのである。

以上、反省的判断力に関する考察の後を承けて、その問題を前提しながら趣味判断の問題を論究して来たのであるが、反省的判断力を通じてのカント自身の見解の調整、またそこから際立たせられた趣味判断と反省的判断力の問題の深い絡り合い等から叙述がかなり煩瑣になったことは否めない。そこで、このあたりで再び叙述を整理し、要点をまとめ、併せて趣味判断に関する問題を明確にし、美の本質の把握を期したい。

カントの趣味判断の問題に関する見解は、まず構想力をその問題に密接にかかわる能力として提起することを以てはじめられている。このことは、趣味判断が対象が与えられること、即ち所与の上に成立する判定であることを示している。ただし、この場合、それは反省的判断力の場で生ずるのであるから、対象の存在や何らかのかたちでの存在

規定とは無縁であり、そこに残されるのは、結局、単なる感覺的表象ないし印象といったものに過ぎないであろう。そして、それが趣味判断の対象を構成するのであるが、このものは、反省的判断力の性格上極めて個別特殊なものであることは言うまでもない。反省的判断力は、これらの感覺的表象に「合目的性」の原理を以て働きかけ、これらに対し特有の秩序付けを与える。この秩序付けは、感覺的表象相互が調和することによって全体的調和統一がもたらされることを意味する。そして、このような全体的調和を目指す反省的判断力の対象の側の規定が合目的性の「形式」であり、この合目的性の形式が「美」と呼ばれる。(61) 従って、美は、普遍に転化され得ない極めて特殊で独自のな感覺的表象相互が関係付けられ、全体としての調和統一がもたらされるところに成立するが、この場合、感覺的表象自身、個別特殊的という点で無限であり、従ってまたそれらの間の関係付けも無数にあるから、美は全く限定付けられない開かれた地平の上に立つものであると言うことができる。つまりそれは、反省的判断力の側から見られるなら「自由な遊び」に相当し、対象自身の規定によって何ら束縛されることなく、それ自身創造の翼を無限にのびし得る新しい次元の世界に趣味判断ないし美についての判定はかわるものであることを意味する。ここでまた、一つの新たな問題、即ち芸術作品の創造と趣味判断との関連付けの問題が提起される。この問題は確かに「美的判断力批判」における一つの重要な問題を構成するのであるが、この点に関する考察は後の機会にゆずらなければならない。

四

ところで、以上の反省的判断力を介することによる趣味判断ないし美についての判定の問題の考察は、言わばその

ような問題の「基礎付け」(Grundlegung)の部分に相当すると見なして差し支えないだろう。そして、そのことは、反省的判断力の性格からして当然予想されるところでもあった。なぜなら、二の最後の部分で言われたように、反省的判断力は、趣味判断の成立する場を指向するものと見なされて来たからである。しかしながら、カント趣味判断の問題が、以上の如き基礎付けだけを以て終っていないことは、既に一におけるその見解の素描からしても明らかである。と言うのは、ここでは、認識能力の調和という主観的關係は「感情」によってしか捉えられないという主張がなされていたからである。事実、趣味判断における判定が感情によって行なわれることについては、二の冒頭に引用したカント自身の言葉、即ち「趣味とは、或る対象もしくはその対象を表象する仕方を、一切の関心にかかわりなく適意或いは不適意によって判定する能力である。」(16)が示しているところでもある。従って、結局カント趣味判断の問題は、大きく言えば二つの部分に分かれ、第一部が反省的判断力による趣味判断の基礎付けの問題から成り、第二部は、それを踏まえた上での、趣味判断における判定の問題にかかわると言ってもよいであろう。そこで最後に、残された趣味判断における判定の問題について論究がなされる必要があろう。

既に一において述べたように、カントは、趣味判断における判定が感情、正確には快の感情即ち適意を通じてなされることの根拠付けとして、趣味判断は概念にかかわらないのだから、認識能力の調和は知性的な仕方では捉えられず、それは感覚、この場合快の感情によって捉えられる以外に方法がないという見解をとっている。しかしながら、これは、概念によって捉えられないから感情によるほかはないとした点で、極めて消極的な根拠付けであり、このような主張を裏付ける積極的な事態自身はこの表現だけでは看取されない。ただし、カントはこのような見解に付帯

して、認識能力の調和は「主観的關係」であるということから、それは「心性への結果」(Wirkung auf das Gemüt) 即ち「感覚」(Empfindung) によって感知されるほかはないという意味の主張はなしている。(31) そして、その裏付けとして、「我々が対象によって触発(affizieren)される限りにおける対象(Gegenstand)の表象能力(Vorstellungsfähigkeit)への作用の結果は感覚である。」(K. d. r. V. B34) という規定が予想されるが、たとえこのような補足がなされているとしても、この問題の根拠付けはそれで充分であるとは言いがたい。ところが、この点の解明がなされない限り、カント趣味判断の問題の論究は尽くされたことにならないであろう。とは言え、この点についての明示はなくとも、既に述べて来たところからそれを推測することは可能である。

既述のように、カント趣味判断の対象は個別的で無限定な感覚的表象であった。このような個別特殊な感覚表象が捉えられるとすれば、それは存在規定への道を閉ざしているものだけに、感覚によって捉えられるほかはないと一応言うことができるであろう。従って、これらの感覚的表象相互の調和という趣味判断にとっての基本的事態も、何らかの受容的なかたちでしか意識に刻印されないであろう。と言うのは、個々の素材が感覚に即応するものである場合、何らかの原理によってそれらに關係付けが与えられても、それは所詮感覚的素材の統一に過ぎないからである。ただし、ばらばらの素材が意識に刻印する印象と、それらが何らかのかたちで統一を与えられた場合に意識に刻印するそれとは、同じく受容という点では共通するにしても、何らかの相違が見出せるに違いない。そこでカントは、このような感覚的表象相互の調和統一は、感情によって把握されるものとして、個々の感覚的表象の場合と区別しているように思える。確かに、感情の場合、それは何か動的なものを示唆しているのであるから(31)、調和統一という

働きへの即応を暗示しており、その意味において、ここで特に感情という語が使用されたことは適切であると言えるかも知れない。

しかしながら、感覚という語は、それに何らの制約も付されないで用いられる場合、「純粹理性批判」におけるその規定をそのまま踏襲するものと見なして差し支えないから、それは「感官」(Sinn)への対象の直接的刺激に由来するものであり、感情もまた、それに即応して考えられるならば、感覚的満足に基づく「快適」を指向するものとなる。だが、一で見たように、カントは趣味判断の場合の快感を快適から厳密に区別していた。そして、そのことは、この場合の快感ないし適意に、快適の場合と違って一種の普遍妥当性を認めることを意味した。(29) そこでカントは遂に感情自身に普遍妥当性を付与するための根拠として「共通感」(Gemeinsinn)を想定せざるを得なくなった。(64)そして、感情自身に普遍性を認めることで趣味判断の解明の完璧さは期されたと考えた。では、共通感自身は一体何によって保証されるのであろうか。

カントは、感情自身に普遍妥当性を許容する根拠としての共通感は「心理学的観察」(psychologische Beobachtung)によって想定されるのではなく、むしろ論理的に前提されざるを得ないと言い(66)、それを「観念的規範」(ideale Norm)とも規定している。(67)そして、共通感を想定せざるを得なかったことの根拠としては、やはり既に述べた感覚的表象相互の合目的調和をあげている。即ち、「この調和 (Stimmung) 自身は普遍的 (allgemein) に与られねばならないのだから、従ってまたかかる調和の感情 (与えられた表象のもとにおける) も普遍的に与られねばならない。」(66) そうすると、趣味判断にあって、実際に (観念的にでなく) しかも最終的に普遍妥当性の徴表

をになうものは、表象相互の合目的調和を置いてあり得ず、このものこそが、またこのものだけが感情の普遍妥当性の根拠たり得るようになる。ところで、既に見たように、表象相互の合目的調和は、ほかならぬ反省的判断力によってもたらされるものであった。そうすると、結局、感情自身に普遍妥当性を付与する真の根拠は、正に反省的判断力であると言わなければならない。そこで、ここにおいて、反省的判断力は果して感情自身に普遍妥当性を保証し得るのだろうか、また、そのことが可能であるなら、それは一体何を意味するのかという問題が提起されるであらう。

さきに述べたように、趣味判断の対象は感覺的表象であるところから、それらの調和統一は、一応感情によって把握されるものと見なされた。ただし、この場合、調和ということは既に一種の形式を指向しているのであるから、その把握は、感情によるにしても何らかの普遍性への関与を前提している。つまり、ここにいわゆる感情は、一種の普遍への受容的対応のかたちと言っているものであり、その意味で、感情という名が全く適切とは言えないものである。ただ、わずかに受容という点で感情への親近を留保しているに過ぎない。そして一方、調和統一という形式性は、反省的判断力によってもたらされる以上、普遍性もまた反省的判断力に起因すると言ってよいのであるから、そこからして、反省的判断力は或る意味で、感情（それが感情と言えろとすれば）自身に普遍妥当性を付与するものであると言つてよいであらう。ところで、感情は、前述のようにとりわけて把握ということにかかわるが、それは即ち意識への把握を意味する。そうすると、感覺的表象の反省的判断力による形式化の意識されたかたちが感情であり、この場合特に適意であるということにならう。そして、そのことはとりも直さず、趣味判断の意識形態として感情はあるこ

とを示しているものであり、カントが、趣味判断における判定の問題を特に感情に委ねたことの意味もまたここに見出せると言つてよい。ただし、この場合のように一種の形式化への対応として感情が認められるとすれば、ここにいわゆる感情は、単なる個別的感觉刺激に基づく快適等の場合とは全く異なつた次元に立ち、感情に関する新たな意味付けを要求するものと言つてよいであろう。

五

以上、カントの趣味判断に関する見解の解明が試みられたのであるが、かなり複雑な構成をもつたものとなつたので、最後に全体的見地からの統一的把握をなして結論にかえたい。

カント趣味判断の問題は、反省的判断力を抜きにして考えることはできない。と言うのは、趣味判断は正に反省的判断力の場に成立するものと言つてよいからである。反省的判断力は、対象の存在自身については不問に付し、その問題を除外したところで、言い換えるなら反省的地平において多様な個別特殊の対象にかかり、これらを合目的性の原理によって秩序付け、体系的統一をもたらす能力であつたが、それが趣味判断の場合に適用されると、それは、対象の存在によるいかなる規定付けも受けない感覺的表象を合目的に相互に関係付け、全体として一の調和をもたらし能力と見なされた。従つて、趣味判断は、すぐれて個別特殊の表象にかかり、それらが相互に関係付けられて全体として一の表象が成立するにしても、この表象もまた、他に替へることのできない独自性を有するという点にその特色をもつ。そしてそれは、反省的判断力自身のもつ特質に由来するものとも言えるが、ここに提起される問題は、

特殊の普遍化ないし形式化という問題であろう。しかも、趣味判断の場合、特殊の表象が単なる受容にかかわるといふ制約があるから、その問題の根幹は、独自の感覺的徴表の形成化と、そこに起因する全体としての調和統一というところにあるであろう。調和ということとは、確かに趣味判断の場合に特有な性格であって、それは、趣味判断が單なる感覺的表象にかかわることと無縁ではない。そして、カントのいわゆる美も、正にこの点において成立するのである。即ちカントは、美の根本的特性を、すぐれて独自の徴表の上に成立する形式的調和の中に見出している。また一方、カントが趣味判断における判定は感情によることを主張した時、この主張は、趣味判断ないし美に関する特性の問題と表裏一体の關係をなす。と言うのは、感覺的徴表の形式的調和ということが意識において捉えられたもの、それが即ちカントのいわゆる適意ないし快の感情にほかならぬからである。ただし、趣味判断は反省的判断力の場に成立するものであるから、この場合、感覺も感情も、その前提を踏まえた新しい意味付けを与えられているのであり、言わば括弧付きで使用されねばならない言葉であろう。かくて、趣味判断ないし美の問題は、反省的判断力を介することによって、全く新たな次元の世界の中に自らを置くのである。

最後に、以上の論究は既に明らかなように、趣味判断或いは美の問題の最も基本的な特質の解明をはかったものであり、その点で、具体的問題についての考察にはほとんどかわらないものであることを付言しておきたい。

〔後註〕

○ 原典引用の際は、かならず「」を付した。また引用文中（ ）は原括弧、傍点「、」は字間あけ印刷（ゲシュペルト）、「・・」は太字印刷の場合を指す。

「判断力批判」における「趣味判断」の問題

七八

- 論述中、私自身が強調したい語には、ただ傍点のみを付した。
- 原典引用の際の数字は、「判断力批判」原版 (Originalausgabe) の頁数を示す。ただし「純粹理性批判」の場合は、その略号とともにB版の頁数を示した。